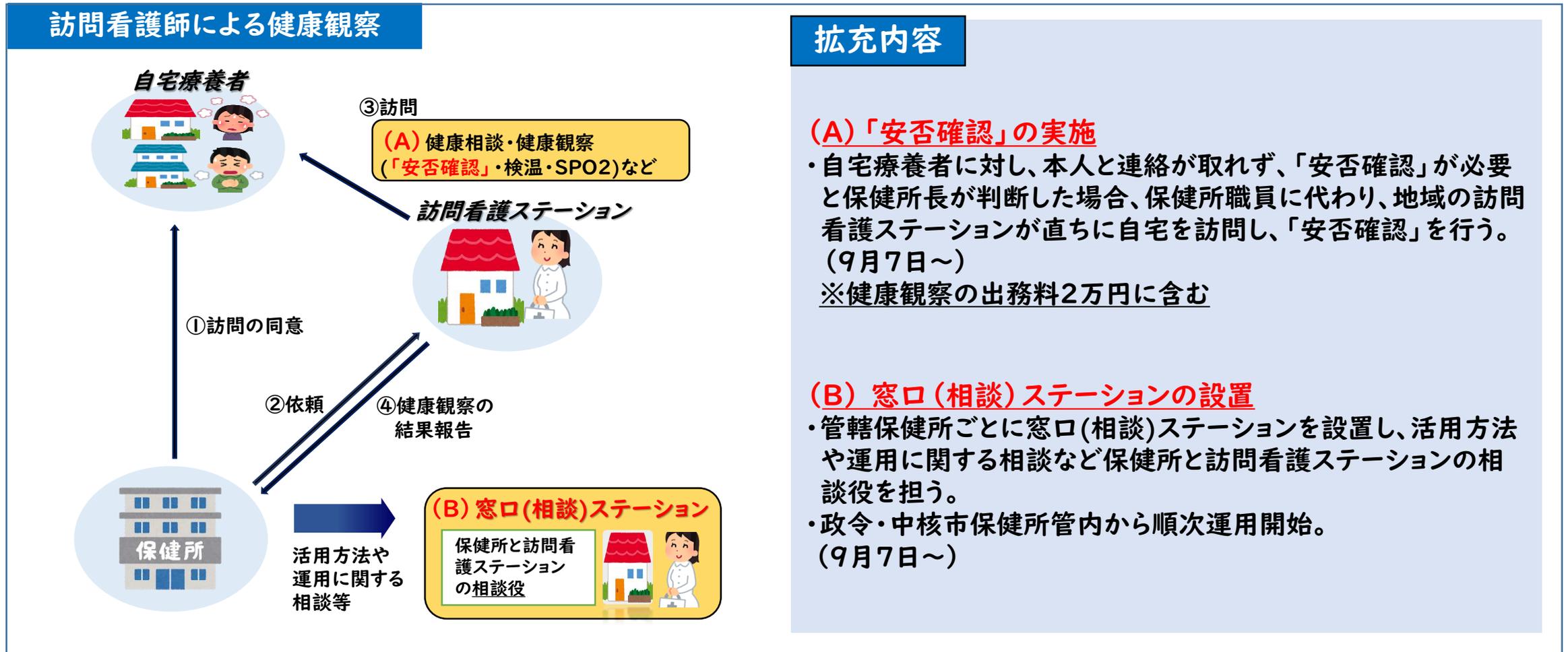


- ◆自宅療養者に対し、保健所が行っている電話等による健康観察について、地域の訪問看護ステーションが直接自宅に訪問する体制に加えて、新たに「安否確認」を行う体制を追加。【拡充】
- ◆管轄保健所ごとに「窓口(相談)ステーション」を設置し、保健所と訪問看護ステーションの相談役を担うことで、本事業の円滑な運営につなげる。【拡充】



《訪問看護ステーション協力事業所数》

194箇所(9月5日現在) ※順次追加予定

参考

《大阪府訪問看護ステーション協会》

・訪問看護事業の健全な発展に寄与することを目的に設立した団体
 会員施設数:約860箇所(2021年現在)